

温室効果ガス排出量 検証報告書

2026 年 7 月 30 日

TOWA 株式会社 御中

一般社団法人日本能率協会
サステナビリティセンター
上級経営管理者 前田 雅彦



1. 検証の対象及び目的

TOWA 株式会社（以下「事業者」という。）が作成した算定対象^{※1}における温室効果ガス（GHG）排出量算定結果「2025 年度算定報告書」（以下「算定報告書」という。）に記載の 2025 年度（2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで）の以下の GHG 排出量情報に関して、事業者は、一般社団法人日本能率協会サステナビリティセンター（以下「当協会」という。）に対し、限定的保証を目的とした検証を依頼した。

1) スコープ 1 GHG 排出量

算定対象における都市ガス、LNG、LPG、ガソリン、軽油の使用に伴って直接的に排出される CO₂ 排出量

2) スコープ 2 GHG 排出量

算定対象における電力の使用に伴って間接的に排出される CO₂ 排出量

検証の目的は、事業者の GHG 排出量情報が算定方法^{※2}に従って、正確に測定、算出されているかについて、独立の立場から結論を表明することである。算定報告書を作成し GHG 排出量情報を報告する責任は事業者にあり、当協会の責任は、独立の立場から算定報告書に記載された GHG 排出量情報に対する結論を表明することにある。

2. 検証手続き

当協会は、ISO14064-3:2019 (Greenhouse gases - Part 3: Specification with guidance for the verification and validation of greenhouse gas statements)の要求事項に従って GHG 排出量情報の検証を実施し、以下の事項を実施した。

- 算定報告書に記載の GHG 排出量を決定するために用いられた情報に関する算定方法、排出量算定システム、及び、関連資料の確認
- 算定報告書の作成に関わる主な担当者へのインタビュー
- 本社・工場、及び、京都東事業所への訪問による算定対象、データ収集手順確認、供給されたエネルギーのモニタリングポイントの現場視察
- GHG 排出量情報の正確性を確認するためのサンプリングによる根拠となる資料の確認

3. 検証の結論

算定報告書に記載された 2025 年度の GHG 排出量情報は、算定方法に従って、すべての重要な点において正確に測定、算出されていないと認められるような事項は発見されなかった。

検証された温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ e)	
スコープ 1 ^{※3}	332
スコープ 2 マーケット基準 ^{※4}	13,420
スコープ 2 ロケーション基準 ^{※5}	19,096
スコープ 1, 2 マーケット基準 合計 ^{※6}	13,751
スコープ 1, 2 ロケーション基準 合計 ^{※6}	19,427

NOTE:

※1：算定対象

- ・ TOWA 株式会社（本社・工場、京都東事業所、九州事業所）
- ・ 株式会社バンディック
- ・ TOWA レーザーフロント株式会社
- ・ TOWA 韓国株式会社
- ・ TOWA ファイン株式会社
- ・ TOWA 半導体設備（蘇州）有限公司
- ・ 東和半導体設備（南通）有限公司
- ・ TOWAM Sdn.Bhd.
- ・ TOWA TOOL Sdn.Bhd.

※2：スコープ 1, 2 の算定方法

「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン(ver.2.8)」、「IEA Emissions Factors - 2025 Edition」、及び事業者が作成した「算定手順書」

※3：都市ガスの排出係数：ガス事業者別排出係数を使用

※4：電力の排出係数（マーケット基準）

- ・ 国内：電気事業者・メニュー別基礎排出係数を使用
- ・ 海外：ロケーション基準の排出係数を使用

※5：電力の排出係数（ロケーション基準）

- ・ 国内：一般送配電事業者別基礎排出係数を使用
- ・ 海外：「IEA Emissions Factors - 2025 Edition」を使用

※6：スコープ 1, 2 の合計は、小数点以下も含めた合計値

以上